

議案第45号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 宅地造成等規制法の改正等に伴い、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料等を定め、開発行為許可申請手数料等の金額を改定するとともに、開発行為に関する証明書の交付に係る手数料を定め、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の77の項中「34,000円」を「39,000円」に、「65,000円」を「76,000円」に、「133,000円」を「149,000円」に、「200,000円」を「225,000円」に、「261,000円」を「305,000円」に、「337,000円」を「370,000円」に、「460,000円」を「497,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「46,000円」を「51,000円」に、「100,000円」を「113,000円」に、「185,000円」を「204,000円」に、「307,000円」を「340,000円」に、「415,000円」を「457,000円」に、「521,000円」を「567,000円」に、「737,000円」を「795,000円」に、「131,000円」を「141,000円」に、「199,000円」を「215,000円」に、「292,000円」を「320,000円」に、「348,000円」を「379,000円」に、「525,000円」を「573,000円」に、「599,000円」を「654,000円」に、「746,000円」を「808,000円」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表の78の項を次のように改める。

78	都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、名称等の欄イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める次の額を合算した額。ただし、その額が1,081,000円を超えるときは、その手数料の額は1,081,000円とする。 開発区域の面積（名称等の欄ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額 面積に応じ、前項に規定する額 15,000円	変更許可申請のとき。
		イ 設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。		
		ロ 新たに開発区域に編入されるもの ハ イ及びロ以外の		

		もの		
--	--	----	--	--

別表第1の80の項中「1件」を「1通」に改め、同項の次に次のように加える。

80の2	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1通につき 900円	交付申請のとき。
------	---	-----------	------------	----------

別表第1の81の項及び81の2の項を次のように改める。

81	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 (1) 500平方メートル以内のもの 20,000円 (2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円 (3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 54,000円 (4) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 89,000円 (5) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 123,000円 (6) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 201,000円 (7) 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 220,000円 (8) 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 275,000円 (9) 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	許可申請のとき。
----	---	---------------------------	--	----------

			もの 364,000円 (10) 100,000 平方メートルを超 えるもの 533,000円 土石の堆積に関する工 事の許可申請手数料 土石の堆積をする土地 の面積に応じ、次に掲 げる額 (1) 500平方メー トル以内のもの 18,000円 (2) 500平方メー トルを超え、1, 000平方メート ル以内のもの 28,000円 (3) 1,000平方 メートルを超え、 2,000平方メ ートル以内のもの 35,000円 (4) 2,000平方 メートルを超え、 5,000平方メ ートル以内のもの 54,000円 (5) 5,000平方 メートルを超え、 10,000平方 メートル以内のも の 66,000円 (6) 10,000平 方メートルを超え、 20,000平方 メートル以内のも の 121,000円 (7) 20,000平 方メートルを超え、 40,000平方 メートル以内のも の 134,000円 (8) 40,000平 方メートルを超え、 70,000平方 メートル以内のも の 163,000円 (9) 70,000平 方メートルを超え、 100,000平 方メートル以内の もの 207,000円 (10) 100,000 平方メートルを超	許可申請 のとき。
--	--	--	--	--------------

			えるもの 292,000円	
81の2	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料 イ 設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。 ロ 新たに切土又は盛土をする土地に編入されるもの ハ イ及びロ以外のもの 土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料 イ 設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。 ロ 新たに土石の堆積をする土地に編入されるもの ハ イ及びロ以外のもの	変更許可申請1件につき、名称等の欄イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める次の額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は533,000円とする。 切土又は盛土をする土地の面積（名称等の欄ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額 新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額 15,000円 変更許可申請1件につき、名称等の欄イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める次の額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料の額は292,000円とする。 土石の堆積をする土地の面積（名称等の欄ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額 土石の堆積をする土地の面積に応じ、前項に規定する額 15,000円	変更許可申請のとき。 変更許可申請のとき。

別表第1の81の2の項の次に次のように加える。

81の3	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1通につき 900円	交付申請のとき。
81の4	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）第5条第3項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付	調書の写しの交付手数料	1通につき 700円	交付申請のとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第8条第1項本文の許可を受けている同項の宅地造成に関する工事の旧法第12条第1項の規定による変更の許可の申請については、この条例による改正前の別表第1の規定は、なおその効力を有する。